

日時 平成28年1月14日(木) 10時00分～12時15分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室B～C

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・クーリング・オフへの対応について、今回提示の案をベースに業務フローの検討を進める。★

<議事概要>

1. 前回議事録の確認(資料1)

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. 検討課題/スケジュール(資料2, 3)

■「開催スケジュール」について

事務局より今後の予定を説明。

■「スイッチング支援に関するルール検討スケジュール(案)」

事務局より説明。

■質疑等

・次回にBCPプランについて提示を検討中とのことだが、28日では少し遅いと考えている。資料だけでも事前を送付頂き、28日の会議ではこちらからの意見を出せる状態としたい。

→BCPプランは検討を進めているが、現時点で広域機関と送配電で案を調整している段階である。28日に出せればと考えているが、なるべく早めに進めるようにする。(事務局回答)

3. 送配電等業務指針(案)について(資料4)

事務局より送配電等業務指針(案)について説明。

・第11回実務者会議以降に頂いた意見への回答および、反映版の指針(案)を提示

■質疑等

・32番の既自由化部門のスイッチング支援対象業務について、現状の運用を一定期間継続することで合意している認識とのことだが、期間について具体的に目途のようなものはあるか。

→期間の目途については、修正文にて「6か月の間」と案を記載させていただいている。平成28年度の上期中が経過措置の対象と検討している。来年3月の切替が集中する時期まで経過措置があるとならうのではと考えている。とはいえ、6か月という数字に確たる根拠があるわけではなく、長い、短い等あればご意見を頂きたい。(事務局回答)

・情報の目的外利用について、目的外利用の禁止条項は必要だと思うが、情報の取得目的が「小売電気事業に係る業務を行う上で必要がある場合」との記載のままである。このままでは広く取れてしまうため、情報の取得目的についても明確に定義する必要があると考える。システム利用者側としても、どういう場合が目的外になるのか明確になった方がよいと思われる。

→記載場所・方法について持ち帰り検討する。(事務局回答)

・18番の廃止に関する項目について、表現が速やかにと変更になった件について。元の記載の方が具体的な期日がありよかったですのではと考えている。万一マッチング期限が過ぎてしまい、次にセッティングするときに翌月の検針日となると、需要者のメリットを損なうと考える。速やかにでは漠然としすぎているように思うので、マッチング期限日に配慮したというような、何かしらの補足、具体的な期限はあった方がよいのではないかと。

→ご指摘を踏まえ、再度検討する。(対象は第217条の9、第217条の15) (事務局回答)

・19番について。定例検針日の原則を削除した件について、小売・送配電の業務が煩雑になるため定例検針日でのスイッチングを原則としたと認識しているが、今回マニュアル方に記載がされることとなっても、原則は定例検針日の認識でよいのか、それともお願いベースとなるのか。

→事業者間では定例検針日を原則とすることに異論はなく合意してきたと思うが、他方需要者目線の場合定例検針日はあまり関係なく、事業者として定例検針日の方向に持っていきうとするのは良いと思うが、需要者にもその認識を持ってもらうのは難しいと考える。(事務局回答)

#### 4. クーリング・オフによる廃止申込フロー(案)について(資料5)

事務局よりクーリング・オフによる廃止申込フロー(案)について説明。

・小売電気事業者がクーリング・オフの申出を受けた時期による対応方法の考え方を提示。

・供給開始後にクーリング・オフの申出を受けたケースのみ、特別な運用が必要となるためその案を提示。

##### ■質疑等

・p3の4. a)①について、10日後の日付を廃止日とした廃止申込はあくまで通常の廃止申込であり、クーリング・オフか否かはシステム上分からないということでしょうか。

→ご認識の通りである。(事務局回答)

⇒了解、そこでクーリング・オフによる廃止であることを送配電事業者へ電話連絡して、送配電事業者は電話連絡を受けてその連絡を受けた日をメモ等で残しておくということか。

→スイッチング支援システムで廃止申込を行った日は、登録日時としてシステム上残るためその日をもって申込があったと把握することになると考える。ただし、クーリング・オフである旨を速やかに送配電事業者へ電話連絡する必要がある。登録自体は廃止日を10日後にしかできないが、送配電事業者側のシステムで処理を行い、廃止日をシステムに登録された日付に訂正する。

・p4のe)②について、無契約状態を基本的になくすべきとのことなので、仮に需要者が1/14にクーリング・オフによる廃止を行い、新小売Bに1/18に使用開始として再点申込をした場合、送配電から遡及再点の依頼が返され、小売が需要者に1/14からの再点の交渉をすることになる。この時需要者に断られた場合はどうなるか。

→その場合はクーリング・オフと言われたが、と伝えればよいのではないかと。

⇒厳密に行くとこの通りだが、皆の運用が大変なのでもう少し廃止申込で自動的にできるようなやり方はないか。

→今のシステム上での運用の限界であると思われる。そもそもクーリング・オフによる廃止を前提としていないシステムであり、それをなるべく影響の及ばないように運用するにはどうしたらよいかと考えた案である。(事務局回答)

⇒今は難しいということか。

→クーリング・オフの情報をシステム上全く持っていないため、現状難しいと思われる。(事務局回答)

⇒今後システム改修をして、クーリング・オフ廃止というステータスを持てるようになれば、自動的にできるようになる可能性はあるか。

→どういう要件でやるか整理がついていないため、明言をできない。(事務局回答)

・p3の4. a)①②について、②をやるが連絡の行違いがあるかもしれないので、①でフォローすることかと思うが、連絡の行違いのままであれば①がクーリング・オフの廃止と認識されないまま処理されてしまわないか。みなし廃止日というが、送配電事業者側で処理ができるのかという点と、結局10日分託送料金を請求されることとならないかという懸念がある。

→言った言わないの話は、電話連絡なので発生する可能性はあるが、システム上の登録日は間違いなく残るため、連絡の齟齬が解消した場合は、託送契約の廃止日を登録日に訂正する。システムがない以上、今の限界事例として適切に運用していくしかないと思う。

・廃止日を10日後とする理由は何か。

→事業者申出として廃止申込する場合のシステム上の制約となる。(事務局回答)

- ・みなし廃止日の運用は、各送配電事業者は可能か。
- システムがない以上、やるしかないと考える。
- ・この運用をやるとなった場合は、どこに規定されることとなるか。
- 拘束力を持つか否かで変わってくる。拘束力を持たせるのであれば、指針に記載することとなる。（事務局回答）
- ・本運用の方向で進める前提で、運用フローへの落とし込みを行う。（事務局回答）★
- ・クーリング・オフによる廃止を受けた場合、①の期間の供給は実際にインバランスの対象になるということか。
- その認識でよい。
- ・②の部分のインバランスはどういう取扱いとなるか。
- 遡及再点を行うので、新小売Bの負担となると考えられる。

## 5. 東京電力における高圧500kW未満の検針日のご選択について（資料6）

東京電力より東京電力における高圧500kW未満の検針日のご選択について説明。

- ・今後の見通しとして、平成29年1月1日付の接続供給開始分までは繰上の検針日を選択可能
- ・平成29年1月2日付以降は繰上の検針日を選択できず、分散の検針日で申し込むこととなる。
- ・想定以上の申込があった場合には、別途ご相談させていただく可能性もある。

### ■ 質疑等

- ・東京電力からはアナウンスがあったので、目安としてシステム開発を進めようかと思うが、別の送配電事業者がもっと早めに分散を必須とすることはないか。
- 今のところ、各社で対応上限が近々来るという話は聞いていない。
- ・各社によって状況は変わるので、関心がある場合は各社の送配電部門に直接聞いてくださいということか。
- 現状、マニュアル上も東京電力のみ分散を推奨としており、その他は選択可ないしは繰上のみのため、今のところ各社は対応上限を迎えることを想定していないと思われる。いずれにしても対応上限を迎える場合には、事前にご連絡する。
- ⇒「事前に」の目安については、半年程度は考えていてよいか。
- ご要望承って、各社に伝達する。
- ・資源エネルギー庁ともご相談いただいている状況でもあり、今回の会議を受けて決定ではなく、一旦ご見解を頂きその上で関係者調整することでどうか。
- 資エネルギー庁電力市場整備室へは事前に相談しており、本日の会議で、本内容について説明することについては承知していただいている。
- ・一度新電力に移っていて1日検針となっている需要者がさらに別の事業者へ切り替えた場合で、分散しか選択できない時のその需要者の地区番号はどうやって把握できるのか。
- その場合は、1日検針が継続することになるのではないか。
- ⇒来年1月以降も、一度新電力に移り1日検針となっている需要者はそのまま1日検針が継続可能ということでしょうか。
- その認識でよい。分散を選択いただく必要があるのは、現状が1日検針以外となっている方が対象となる。

○次回は1/28（木）10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。

以上